

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：佐井村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の職員の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	103.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	103.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び禁則年数の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の職員の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	95.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の職員の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	89.9%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	116.4%
6～10年	87.9%
1～5年	134.4%

【説明欄】

- ・役職段階別、本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がいないため記載なし。
- ・役職段階別の本庁課長相当職区分については女性職員が1名のため非公表。
- ・勤続年数別の36年以上に該当する職員が男性職員1名のため非公表。
- ・勤続年数別の31年～35年は女性職員が1名のため非公表。
- ・勤続年数別の21年～25年は女性職員が1名のため非公表。
- ・勤続年数別の16年～20年に該当する職員が女性職員1名のため非公表。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。